

平成30年7月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成30年7月4日(水)
- 2 場 所 市役所南別館3階 委員会室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後4時45分

5 出席者

児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、瀨田委員、岡村委員

その他の出席者

栗山教育部長、黒木高城地域振興課長、西山高城地域振興課副課長、武田文化財課長、岩崎学校給食課長、和田山田学校給食センター所長、矢部都城島津邸館長、後藤美術館長、田畑スポーツ振興課長、新宮生涯学習課長、江藤教育総務課長、前村学校教育課長、岡田教育総務課副課長、清水教育総務課主幹、平田教育総務課主査

6 会議録署名委員

中原委員、岡村委員

7 開 会

○教育長

では、定刻になりましたので、7月定例教育委員会を開始したいと思います。本日の委員会の終了時刻でございますけれども、16時30分を予定しておりますが、後半の部分が、かなりボリュームが多くなっているようでございます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

8 会議録署名委員の指名

○教育長

では、本日の会議録の署名委員でございますが、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、中原委員、岡村委員をお願いいたします。

9 教育長報告

○教育長

では、教育長報告をさせていただきます。

今日はお手元に資料をお配りしました。教育長報告と上のほうに銘を打っております。

1ページ目が今日報告する内容でございますが、1から4までございます。

まずは、学校が頑張っているということで、今、それぞれの学校で、地域とコラボした形での取り組みがなされてきております。その内容の中で、2点だけ、3ページをお開きください。

食用植物を探して、それを採って食べるというような行事をした。これは庄内小学校ですけれども、このもちなが邸とのコラボでやっております。このもちなが邸が、今、文化遺産に登録をされているというところで、非常に価値の高い活動ではないかと思っておりますし、ここを運営していらっしゃる蒲生さんも非常に熱心な方でございますので、こういう活動を奨励していきたいと思っております。

また、下の段には、助け合い田植え運動ということで、縄瀬小学校は多年間にわたって、20年以上続いていると聞きましたが、田植えを行っているということでございます。この価値と申しますか、でき上がったものを子どもたちだけで消費するのではなく、お世話になった方々にお配りしていくという内容でございました。こういう地域との関わりを重視していきたいと思っております。ほかにも次ページにありますように、新聞紙上に載るのは小学校ですけれども、中学校も同じような形でやっていく形でございます。

続きまして、登下校を含めた安心・安全な学校へということで、通り魔と連れ去り、自分の身を守

るすべということ、これも4ページに新聞を載せておりますけれども、小学校2年生の女儿が電車にひかれたということが発端でありました事案ですけれども、非常に残念な結果でございます、こういう大人がいるということ、それも自ら運転して、その子どもに追突させ、倒してというようなことでもございました。市内でも今、声かけ事案はまだまだございます。そういうことにつきましても、学校だけの情報にせず、地域と情報共有しながら、進んでいかないといけないなということで新たに考えているところです。

それから、倒壊のおそれがあるブロック塀につきましては、のちほど、教育総務課から詳しくお話をさせていただきますが、4ページの下段に、ブロック塀の不適合が50個ありますという時の新聞記事で、都城市もこの下にありますように、小学校10校、中学校4校という形で新聞紙上に出ました。このことについても、危機がそこにあるという危機予知を学校が持っておかないといけないかなと思っております。今後指導していきたいと思っております。

3点目でございますが、6月議会の一般質問にかなりの数があったのですが、その中で抜粋してここにお示しました。教育長の教育に関する信念と所信についてという形で、3名の方に聞かれました。私の信念としましては、教育の目的は、人格の完成にあるということをお話ししたところでした。所信については、以前お配りしました都城学校教育ビジョンに掲げてあることを説明させていただいたところです。

それから、イですが、ふるさと都城を愛する一つのきっかけである中学校の職場体験学習についてということでお伺いしました。地域とともにある学校が故に、学校運営協議会等の協力や助言も重要であるという答えをしております。

また、ウにつきまして、LGBTなどの方々に対する学校における環境整備について聞かれております。その中で特に、制服、名簿、トイレにつきましては、特にどのくらいできているのかということをお問われましたので、制服につきましては、配慮等は行っていません。これは中学校です。それから、性で分けない名簿等につきましては、直近の数字で56.4%の学校が採用しておりますと答えております。また、トイレにつきましては、多目的トイレがある学校につきましては、こういうトイレを活用しているところですよというお答えをしております。

また、LGBTなどの方々についての教職員への研修はどのくらいするのか、したのか、する予定なのかということです。合わせて約9割の学校が行います、もしくは、行いましたと答えております。

それから、児童・生徒への学習状況でございますが、人権に関する学習ということで7割の学校が実施していますということでもございました。

それから、段々暑くなりましたが、エでございます。熱中症対策、中でも冷水機対応についてというところで問われました。5度から10度ぐらいの冷水が非常に熱中症対策では有効な飲み物の温度であるということでもございました。お答えとしましては、高崎小学校に1台と小松原中学校に3台、いずれも寄贈もしくはPTA予算で設置されておりますが、他の学校にはございません。ですので、議員がおっしゃるには、ぬるい水を飲んでいるのではないだろうかという話でもございました。もちろん、熱中症自体にかかりそうだとか、気分が悪くなったという子に対しては、保健室には氷や冷水が準備してありますので、そういうことも加味して、またお答えしていきたいと思っております。

続きまして、オでございます。ICT化推進事業におけるタブレットPCの活用についてというご質問をいただきました。趣旨は効果的な活用をしてもらいたい。だらだら使わせてもらいたくないということでもございます。それと、アナログの良さも活かしてもらいたいということです。まさしくそのとおりでございます。1時間中、授業中ずっと触らせている授業などは最もダメと考えております。適材適所で使っていく形です。

それから、この方はもう一問、特別支援教育での活用に期待しているということでもございました。特別な支援ツールとして活用していきたいとお答えしております。色々な使われ方ができると思いま

すが、タブレットは拡大するのも、縮小するのも非常に自由な機器でございまして、また色々な機能もそれに付随した形でついてきております。またいつか、授業等で見ていただくといいなと思っております。

カでございまして。

若い世代のがん教育についてというお話がありました。

がんだけではなく、がんを含む生活習慣病の予防に努める学習はやっているわけです。これは教科で入っております。中学校3年生と小学校6年生の保健体育で入ってきているのですけれども、それ以外の学習について問われました。中でも今、中学2年生全員に配っている「優しいがんの知識」というものがあります。それぞれのがんについて、小冊子になったものです。がん研修振興財団というところが作って、毎年お配りしていただいているのですが、非常にいい小冊子なので、それを活用させていただいているという話をしました。

最後に、キでございまして。

道徳の教科化についてご質問がありました。特別な教科道徳は小学校で始まっておりまして、来年からは中学校で始まりますけれども、指導改善のポイントとは何だというご質問でした。

一番が、「考え、討論する道徳」への授業改善をしていかなければならないということ。二番、いじめなどの心の問題に対応するための授業の充実をしていくこと。三番目に、文部科学省の検定教科書を使用しますということ、四つ目に、評価を行う。小学校では、今年のお知らせ等から、特別な教科道徳の欄ができていまして、この欄に、児童・生徒の成長の様子を認め、励ますコメントを書いている。これを全体の評価としていくという形で、学校には伝えていましてございまして。

最後、4番目でございますが、行き過ぎた指導についてでございます。これにつきましては、5ページをご覧になっていただければと思います。

「生徒に教諭暴言」、6月22日の読売が最初でございました。都城市の中学ということで、40代の男性教諭が暴言を吐いたとして、新聞等、これを含めて5社出ておりましたけれども、心を痛めているところでございまして。この行き過ぎた指導ということにつきましては、先般、教頭会のコンプライアンスリーダー研修がありまして、教頭先生方の前で、私自身がお願いをしたことを1ページに載せてあります。

まず、「行き過ぎた指導」の反対の言葉は何ですかという話をしました。その時に、ほぼ手は挙がらなかったのですけれども、思っているのは、「適切な指導」ではないですかと。でも先生方に行き過ぎた指導の反対は適切な指導ですと言っても、なかなかピンとなくて、今度は逆に、指導が消極的になるということがありますよねということで、反対の言葉として、先生方に「必要な指導」が反対の言葉としてお伝え願いませんかと話をしました。ですから、やらなければならない指導はやらなければならない。そこで億劫がってはいけないということもまず一つ。

それから、2点目でございますが、教員による行き過ぎた指導はなぜ起こるのかという原因ですけれども、「過剰な熱意」、「過剰な自信」、「過剰な要求」、この3つが複合されて行き過ぎた指導になっていませんかという話をしました。熱意は持たないといけないのですけれども、本当に熱意ばかりで押し通してもらっては、子どもたちは本当に大変だと思うのです。

それから、自信を持たれている先生、この先生、自信を持つということはいいいのですけれども、自分がこういうところが足りない、思ってもらわないと困るということです。そして、過剰な要求をしていって、たとえば、学年層に合わないとか、子どもたちにこういうことを言ってもできるはずがないかということを要求している。そういうようなことが複合されているので、これに合致するような方には、どこかで熱意を冷ましてあげたり、過剰な自信があり過ぎる先生については、やはりこういうところは足りないのだよと教えてあげたり、そして、過剰な要求をしている先生につきましては、行ってその場で、これ、本当にできるの？というふうに指導をしていって、それが複合し、大きな

らないようにしてほしいという願いをしたところでは、根本として、指導の「目的」を忘れて、この子たちをどういうふうに育てたいかということも忘れて、どのように児童・生徒を動かすかという、動いているかどうかということが判断基準になってしまっていて、「方法」のみに目がいってしまう。だから、先般のような、昼休みに書いときなさいよと言われたことについて、書かなかった子たちに対して、怒りが爆発する。そういうようなことがなくなるようにするためには、こういうようなことをきちんと教職員に伝えていきたいと思いますというお話をしたところでした。

2ページでございますが、生徒指導の状況についてでございます。

5月分までの生徒指導の状況報告によりまして、非行等の問題行動が5月中に小学校4件、中学校4件起きております。不登校につきましては、累積になっております。4月から5月まででございます。小学校が19名、中学校が87名ということでございます。随分新規が抑えられてきていたのですが、小学校の新規が継続者よりも多くなってきて、非常に心配をしているところでございます。

3点目、いじめに関するところでございますが、5月中で、小学校31校、中学校18校でアンケート調査をしております。その結果、いじめの認知件数は、小学校が238件、中学校が16件になりました。解消ケースにつきましては、前回も申し上げたように、3ヶ月を経過した後に掲示をするような統計の取り方になっておりますので、今回出てきておりません。また改善を呼びかけていきたいと思っております。

交通事故でございますけれども、5月中は小学校2件、中学校2件です。自転車の乗車中の事故が小学校1件、中学校1件と、やはり多いようでございます。

不審者、声かけ事案でございます。小学校が5件、中学校が1件、先般申し上げました事案等が出ておりますので、非常に色々な方がナーバスになっております。色々な声かけ事案だとしてきているところでございます。

その他、5月中で学級がうまく機能していない状況であるということで、小学校がもう上がってきておりますが、なかなか集中できないで、席を離れてうろろうろしてしまう者に周りが同調してしまうというところがあります。まだ指導の継続中でございます。

以上で、報告を終わらせていただきたいと思います。報告の中で何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

10 議 事

【報告第56号、第57号】

○教育長

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、報告15件、議案5件でございます。

それでは、報告第56号、第57号を高城地域振興課長より説明をお願いします。

○高城地域振興課長

高城地域振興課の黒木でございます。

報告第56号、都城市高城郷土資料館「お城で七夕まつり」の開催要項の制定についてご説明申し上げます。

関係資料にございますように、高城保育所、高城幼稚園の園児による七夕飾りの作成及び飾りつけを行い、高城郷土資料館1階玄関ホールに展示することで、来館者増を図るものでございます。日程は、7月7日から7月16日まで、7月6日午前中までの入館者で、短冊に記入していただいた短冊も園児が飾りつけをします。それ以降の来館者は、自分で飾りつけをいたします。

なお、出品等にかかる費用は無料ですが、入館料は通常どおりでございます。

次に、報告第57号、高城郷土資料館入館料免除についてご説明申し上げます。

都城市高城郷土資料館条例第8条の規定により、別紙のとおり、都城市高城郷土資料館の入館料を免除するものでございます。期間は夏休みであります7月21日から8月26日まで、対象者は中学生以下の児童・生徒です。就学前の児童の入館料は設定しておりませんので、無料です。

以上で、第56号、57号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いたします。

○教育長

ありがとうございました。

報告第56号、57号につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。(質疑なし)

では、報告第56号、57号を承認いたします。ありがとうございました。

【報告第51号】

○教育長

続きまして、報告第51号を文化財課より説明をお願いしたいと思います。

○文化財課長

文化財課でございます。今回は、1件の報告をお願いいたします。

それでは、報告第51号、平成30年度巡回企画展「館から城へ」開催要項の制定についてでございます。

今年は、市名の由来になりました都城跡をはじめ、都城盆地内の中世、鎌倉や室町、戦国時代の館や城についての展示でございます。発掘調査された主要な城館跡等を取り上げまして、発掘調査現場の写真や解説パネル、各遺跡から発掘されました出土品を展示いたします。

会場は、多くの市民が利用いたします市立図書館、高城生涯学習センター、ウエルネス交流プラザの3ヶ所でございます。それぞれの会期につきましては、別紙の開催要項の会期に記載してあるとおりでございます。

別紙をめくっていただきまして、8の展示レイアウトをご覧ください。

2と3の高城生涯学習センター、ウエルネス交流プラザにつきましては、例年どおり、展示ケース2基と解説パネルの展示でございます。

①の市立図書館につきましては、カフェ奥の部屋になりますギャラリーAを使用いたします。かなりスペースがございますので、解説パネルや展示ケースに加え、ちょっと楽しめる工夫をしております。

先ほどお配りいたしました資料をご覧ください。

下の絵図は約3メートルかける2メートルの庄内の乱の諸城図でございます。これをビニールシートに印刷したものを床に置いて、靴を脱いで上がれるようにいたします。そして、その上にあるものは顔出しパネルでございます。現在、甲冑の幼児バージョンを作成しています。これで撮影をできるようにしたいと思います。

また、市立図書館での会期中の8月10日、金曜日には、ワークショップ「昔のお金づくり」を実施する予定でございます。このようなものを作ります。

[資料を示す]

お金に紐を通すものを作ります。

まず、お金の作り方を説明いたしまして、次に、実演を行うのですけれども、このような約138度で溶ける合金を鍋で溶かしまして、溶けた合金をこの鋳型に入れます。若干固まるのに時間がかかりますので、事前につけておりましたものを、枝銭と言うのですけれども、こういうものを子どもたちに見せております。その後、一つずつとったものを子ども達に渡しまして、とったところでこぼこがありますので、そういうものを紙やすりで削ったり、あとはペーパーで磨いてぴかぴかにして紐

を通して、最後に紐を結んでこのように仕上げ、持って帰ってもらうというワークショップでございいます。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしくお願いいいたします。

○教育長

ありがとうございました。

では、報告第51号につきまして、ご質問等ありましたら、お願いいいたします。

その鋳型に流し込む時の温度が130何度という話を聞きましたけれども、それも子どもたちがするのですか。

○文化財課長

これは職員が実演して、なるべく側に近づかないようにして、注意します。

○教育長

見せるだけですわ。

○文化財課長

見せるだけです。

○教育長

わかりました。

安全に気をつけてやっていただければと思います。

それでは、報告第51号を承認いたします。ありがとうございました。

【報告第47号、議案第16号】

○教育長

続きまして、報告第47号、議案第16号を学校給食課長に説明をお願いいたします。

○学校給食課長

学校給食課の岩崎です。

報告第47号を私が、議案第16号を山田学校給食センターの和田所長が説明を行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、報告第47号から説明いたします。

都城学校給食センター調理及び配送業務委託について、一般競争入札を中止いたしましてので、ご報告いたします。

6月の定例教育委員会において、本業務の委託について、一般競争入札により業者を選定することの報告をし、6月18日を入札日として準備を進めてまいりましたけれども、この度、本入札を中止いたしました。なお、入札参加の申請がありましたのが、株式会社学産給食とハーベストネクスト株式会社の2社であります。

本入札の問題点といたしましては、一点目が、最低制限価格を設定しないことにより、適正な価格ではなく、赤字覚悟での入札額になるおそれが考えられたこと。2点目が、初年度は一般競争入札で、2年目以降は随意契約になることにより、見積額が予定価格と同額となることが想定される。この2点であります。

そこで、この入札について、契約課など関係課と再検討をしましたところ、今一度立ち止まって足元を精査する時にきているのではないかとこの総務課の見解を受けまして、協議の結果、本入札を中止し、一年後に再度入札を行うことになりました。

中止にあたりましては、入札参加業者への納得いく説明が必要でありましたが、市側の準備行為が不足していた事実を報告し、一度当該入札を中止し、本入札を見送らせていただくこと。そして、準備が整い次第、改めて公告することを伝えました。その結果、両業者とも理解と了承をいただくこと

ができました。今回はこれまでの入札方法を踏襲しましたが、次回は本業務委託に最も適合する入札方法を選択したいと考えております。

具体的には、現在のところ、今回の問題点がクリアできる提案型のプロポーザル方式の採用を考えているところでございます。

なお、本年8月1日からの一年間は、現受託者である株式会社学産給食に変更契約により、本業務を委託いたします。

以上で、報告47号の説明を終わります。

○山田学校給食センター所長

それでは、議案第16号、山田学校給食センター調理配送業務委託について説明いたします。

都城市の給食センターは、総合計画及び行財政改革大綱に基づいて、効率的な行政運営を推進するために、調理配送業務の民間委託を進めております。平成20年に都城学校給食センター、平成27年には高崎学校給食センター、そして、今年度は高城学校給食センターの調理及び配送業務の民間委託を開始しております。

山之口学校給食センターは、合併以前より地元の管理協議会に調理業務を委託しております。山田学校給食センターにつきましては、組合との協議の結果、平成31年4月から民間委託をすることとなりました。各学校給食センターの運営状況は資料の中ほどの表のとおりですけれども、表3にありますように、山田学校給食センターの職員内訳は事務職員3名、調理担当職員2名、再任用職員1名、調理担当嘱託職員8名、配送嘱託職員2名、合計16名となっております。配送校は、山田地区の小中学校3校と中学校が1校、夏尾小中学校、志和池地区の3校の合計9校ですが、志和池地区の3校分は、高城学校給食センターで調理したものです。

問題点、課題点といたしましては、現在勤務している嘱託職員の委託後の雇用につきましては、委託先への就職の本人の希望があれば、継続勤務への最大限の配慮を仕様書に明記する予定です。

それから、平成31年3月を引き継ぎの期間として予定しておりますが、スムーズな移行を図るため、9月補正で本年度中の必要経費や平成31年度の委託料の債務負担行為を行います。債務負担行為は、適正な委託料とするために、5年分と考えております。

次に、アレルギー対応につきましては、現在、卵の除去食を実施しておりますけれども、委託後もこれまで同様、実施していきます。

それから、志和池地区の3校分は、これまで同様、山田学校給食センターが配送いたします。

3の今後の地元等への説明方針ですが、民間委託においては、民間業者が持つ技術力やノウハウを活用する中で、給食の質の低下を招かないように留意しながら、衛生面においても、国の学校給食衛生管理基準や市の衛生管理マニュアルを遵守し、安心・安全な学校給食を安定的に提供することを第一に説明いたします。

また、献立作成、栄養指導、食材の調達はこれまでどおり、教育委員会の責任のもと、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供していくことを併せて説明いたします。

4の今後のスケジュールにつきましては、資料のとおりです。本日の定例教育委員会以降、地元や親、学校など、各方面への説明をしなければなりません。日程の都合上、議会の正副議長、地元の議員には6月議会の最終日に総合政策部長、教育部長から既に説明があり、理解をいただいているところです。

また、各学校の校長先生、PTA会長で構成する山田学校給食会総会を7月17日に開催しますが、この場で説明した後、各小中学校の保護者には委託の内容等について公文書で通知する予定です。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○教育長

説明ありがとうございました。

それでは、報告第47号の入札中止について、それから、一括して、山田学校給食センターの業務委託について、ご質問等があればよろしくお願いたします。

もうちょっと聞いてみたいというところがあれば。

よろしかったですか。(質疑なし)

それでは、報告第47号を承認いたします。それから、議案第16号も原案のとおり進めいただくようお願いたします。

【報告第52号、議案第18号】

○教育長

では続きまして、報告第52号、議案第18号を都城島津邸館長より説明お願いたします。

○都城島津邸館長

島津邸でございます。よろしくお願いたします。

報告第52号について説明します。

平成30年度都城島津邸伝承館特別展「鉄砲伝来と薩摩筒」の開催要項を別紙のとおり制定するものです。

次のページでございます。

展示の趣旨は記載のとおりでございます。展示内容について、簡単にご説明申し上げます。

まず、鉄砲伝来について諸説を含めて紹介します。

火縄銃は、15世紀前半にヨーロッパで発明され、特にドイツで発展しております。1543年、中国船に乗船していましたポルトガル人商人により、種子島に鉄砲を伝えた種子島伝来説が従来の定説でございます。ほか、1543年以前に、倭寇勢力により日本に持ち込まれた説や、中国朝鮮からの伝来説がございます。近世、種子島から伝来し、薩摩藩で製作された薩摩筒、いわゆる火縄銃でございますが、構造面を中心に具体的な薩摩筒の図面、仕様書等を紹介し、合わせて、これらを製作した鉄砲鍛冶師について触れていきます。

次に、都城島津家には16挺の薩摩筒が伝世しております。そのうち10点を展示いたします。都城島津家の火縄銃所蔵状況と伝世過程について、資料を用いて紹介いたします。

最後に、まとめといたしまして、16世紀前半に伝来しました火縄銃は、畿内を中心に、全国各地にそれぞれ展開しております。今回、岡山、畿内産の火縄銃6点を展示し、薩摩筒と比較検討し、薩摩筒の特徴や独自性について紹介していきたいと考えております。

会期につきましては、平成30年10月13日から11月25日の44日間を予定しております。

4番、観覧料につきましては、議案第18号で説明いたします。

主な展示史料ですが、重要文化財を2点考えております。次の次のページに資料を添付しております。一番上ですが、重要文化財洛中洛外図屏風、これは江戸時代のものでございますが、屏風絵中に鉄砲を担いで歩く一団が描かれております。2番目の重要文化財立花文書でございますが、重要文化財に指定されております古文書には、鉄砲という文言の記載が少ないみたいでございまして、立花家文書、豊臣秀吉書状には、鉄砲薬、鉄砲の火薬という文言が記載されてございまして、それに基づいて展示を行います。3番目の火縄銃でございますが、今回、伝承館所蔵10挺、借用6挺を展示いたします。この中で、墨縄といたしまして、安土桃山時代のものでございます立花家資料館から借用するものでございます。

続きまして、次のページでございますが、関連イベントでございますが、下のほうからでございますが、開会式典内覧会でございます。オープニングの前日、平成30年10月12日、15時から、市長、教育長のごあいさつをいただきまして、テープカットを行う予定でございます。その後、担当学芸員による展示解説がございます。

続きまして、講演会でございます。

平成30年10月20日、土曜日に講演会を開催する予定でございます。講師の先生は、日本中世史・対外関係史がご専門の立正大学教授、東京大学名誉教授でもあります村井章介先生を予定しております。

続きまして、報告第52号で申し上げました議案第18号でございます。

伝承館特別展の観覧料の設定でございます。議案第18号関連資料にあります都城市都城島津邸条例第8条第2項に基づいております。こちらのほうは、通常の観覧料と異なり、一般400円、大学生・高校生300円、中学生以下無料としたいと考えております。括弧内は20名以上で100円引きとなっております。また、会期期間中、次のページでございますが、別表に掲げる都城市内の宿泊施設に宿泊し、所定の宿泊証明を持参した観覧者は無料としますという一文を加えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長

ありがとうございました。

島津邸の鉄砲伝来と薩摩筒の開催における報告と議案でございました。質問等ありましたらよろしく申し上げます。

○中原委員

ご説明ありがとうございます。

最後の宿泊施設なのですが、ラスパ高崎は宿泊をもうやめたと聞いたのですが。

○都城島津邸館長

確認します。

○中原委員

よければこのままでいいと思います。

○都城島津邸館長

宿泊施設ということで考えておりました。確認します。

○教育長

では確認をしてください。

宿泊しないとこの券は配らないということですね。

○都城島津邸館長

一応、宿泊した方ということで、考えております。

○教育長

温泉入っただけではもらえないので、よろしく申し上げます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第52号におきましては承認をいたしまして、議案第18号につきましては、先ほどのホテルの部分、宿泊所の部分を確認して、原案のどおり進めていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

【議案第17号】

○教育長

それでは、議案第17号を美術館長からご説明いただきます。

○美術館長

議案第17号につきまして、ご説明を申し上げます。

平成30年度都城市立美術館協議会委員の委嘱についてでございます。都城市立美術館条例第14条第3項の規定によりまして、委員10名を委嘱するものです。名簿につきましては、別紙と関係資

料をご覧ください。委員10名を委嘱するものです。一番上に書いてあります前教育委員長の小西宏子先生を新しくお願いするもので、芦田先生から本蔵先生までは再任ということになります。小西先生の場合は、これまで委員を長年していただいておりました三股町の文化協会会長でありました田中正吉さんが委員だったのですが、もう20年近く委員をされておりますので、そろそろ退任したいという申し出がありまして、小西先生に後任をお願いしたいところです。

美術館協議会は、博物館法の第20条に規定がありまして、それに伴いまして美術館条例のほうにも謳っております。美術館の方向性や企画等についてのご意見を伺う会を当館の場合は年に1回開催しております。7月から8月の間に開催する予定としております。

以上です。

○教育長

それでは、議案第17号でございますが、美術館協議会委員の委嘱についてでございます。ご質問等あればよろしく申し上げます。(質疑なし)

それでは、議案第17号を原案のとおり進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【報告第48号】

○教育長

報告第48号をスポーツ振興課長からご説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○スポーツ振興課長

それでは説明させていただきます。

報告第48号は、学校体育施設開放事業の運営について、各地域の円滑な推進に向けた協議・調整を行う運営委員会の委員の委嘱について、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部委員規則第3条に基づき、臨時代理をいたしましたので、同条項の規定に基づきご報告申し上げ、ご承認をお願いするものです。

本年度は、都城市学体育施設開放に関する規則第3条に規定する運営委員会の設置に関し、管理を委託している16地区のうちから、地域からの要請のあった姫城、小松原、祝吉、横市、沖水、庄内、高崎の7地区において、計57名の委員を委嘱するものです。

資料の3枚目になりますでしょうか、平成30年度の学校体育施設開放運営委員名簿ということでお示ししてあると思っております。各地区の主な構成員につきましては、校長先生をはじめ、教職員、それから、地区体育協会の役員、スポーツ推進委員等が構成員ということで入っていると思っております。姫城地区が8名、小松原地区9名、祝吉地区7名、横市地区8名、沖水地区7名、庄内地区11名、高崎地区7名となっております。

次のページをお開きいただきまして、管理運営委員会の設置一覧表ということで、お示ししてあります。16の指定管理を今、設けておりますが、年度当初に意向調査を行いまして、設置の要望のあったところにつきまして、運営委員会を設置するということになっております。以下の規則については、資料としてお付けしておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○教育長

ありがとうございました。

報告第48号でございましたが、学校体育施設開放運営委員会の委員の委嘱についてでございます。これについて何かご質問があればよろしく願いしたいと思っております。

○濱田委員

お伺いします。今の平成30年度学校体育施設管理運営委員会設置一覧表の中に、設置がバツになっている、即ち、設置されていないところがございますが、そこでは小学校、中学校の体育館を貸し

出していないというわけではないのですか。

○スポーツ振興課長

貸し出しは、16地区すべて行っております。ただ、管理運営につきましては、非常に良好な関係をもって今取り組まれているところ等につきましては、あえて意見を聞く機会を設けなくても、通常の利用日程調整会議とか、そういったものでうまくいっているの、設置は希望しませんということで、回答を受けておりますので、そういった面で、通常管理運営の中でそういった日常の問題点等については、利用者、貸し出す側で利用調整していただいて、うまくいっているものと考えております。

○濱田委員

運営委員会を設置されているところでは、運営委員会の独自のルールみたいなものを作るのでしょうか。

○スポーツ振興課長

マニュアルなどを示しているのですけれども、話し合いの中では通常の夜間体育利用のごみとか、煙草とか、そういう解決を話し合ったりとか、体育館の用具の使い方とか、そういう利用の方法について話し合っていますので、こういう話をしてくださいとか、決まりとか条例とか、要項とかは作っていないと思います。

○濱田委員

当市の施設開放に関する規則に則って、ごみの解決をどうしましょうかとかそういう細かい話はなされているのですね。

○教育長

ほかにございませんでしょうか。

○中原委員

山田は株式会社に契約がなっているのですが、民間委託という理解でよろしいのかどうか。

○スポーツ振興課長

山田については、温泉の管理運営施設をやっているところ、今は都城盆地地域振興株式会社に社名が変更になっていますけれども、そちらのほうが、学校施設の開放も受けているということになっております。

○中原委員

事務とかそういうものもここが受けているということですね。

○教育長

高城スポーツクラブも同じような形ですね。

○スポーツ振興課長

拠点の運動公園と学校体育施設のほうも一緒に管理をお願いしている状況でございます。

○教育長

今、ご回答があったように、色々な地区の事情があるようでございます。その中で、設置しているところと設置していないところがあるということです。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第48号につきまして、承認いたします。

【報告第49号、第50号、第58号】

○教育長

それでは、報告第49号、第50号、第58号を生涯学習課長からご説明いただきます。

○生涯学習課長

生涯学習課でございます。

それでは、お配りしていると思っておりますけれども、4月の定例会の時にご説明申し上げました放課後子ども教室について、ご質問をいただいておりますが、お答えしておりませんでしたので、まずそのことについてご説明申し上げます。

○教育長

資料は、放課後子ども教室の設置状況のものが1枚。

○生涯学習課長

ご質問の内容は、放課後子ども教室の利用者について、子どもたちがどのくらい利用しているのかということでございます。回答が遅れたことを大変申し訳なく思っております。

今年度は9つの教室を設置しておりまして、ここにもありますとおり、それぞれの教室の利用者人数は、記載のとおりでございます。合計で241名の子どもたちがこの教室を利用しているということで、ご報告させていただきます。

それでは、報告第49号、平成30年度人権啓発標語募集要項の制定について、ご説明申し上げます。

8月は、人権啓発強調月間でございます。その人権啓発事業の一環といたしまして、今年度も、一般、そして、小中学生に分けて要項を定め、募集するものでございます。今週中には、各学校に依頼文書と募集のチラシを配布する予定としております。

昨年度は、小学生から2,582点、中学生から2,863点、一般から33点、合計5,478点の作品応募がございまして、最優秀賞は各部門から1点ずつ、優秀賞は小中学生各3点、一般から1点、合計10点の選考をしたところでございます。今年度は、要項にもありますとおり、募集資格といたしまして、都城市内に居住、勤務、または通学の方、これは一般向けです。小中学校は各小中学生に一人につき何点でも、ということをお願いしているところでございます。いずれも申込締め切りは9月7日ということで、必着ということで募集をする予定でございます。

受賞作品については、本年12月開催の都城市人権啓発推進大会で表彰するほか、広報紙の人権啓発コーナーでも紹介することとしております。

また、小中学校にそれぞれ作品をお送りするほか、各地区公民館にも掲示いたしまして、人権啓発に努めてまいります予定でございます。

報告第49号については以上でございます。

続きまして、報告第50号、臨時代理した事務の報告及び承認ということで、都城市青少年健全育成市民会議監事の委嘱及び任命についてでございます。

都城市青少年健全育成市民会議につきましては、都城市青少年健全育成市民会議設置規定第4条及び第7条の規定に基づきまして、各団体の会長をあて職といたしまして、教育委員会が委嘱または任命するものとなっております。

今回、別紙のとおり、監事8名の委嘱及び13名の任命につきまして、臨時代理したことを報告し、承認を求めるとでございます。新旧の構成につきましては、新任が15名、再任が6名となっております。任期は、平成30年6月28日から平成31年6月27日までとなっております。

報告第50号は以上でございます。

続きまして、報告第58号 平成30年度第23回都城市小学生読書感想文コンクール募集要項の制定についてご説明申し上げます。

児童が本に親しみ、読書の楽しさや素晴らしさを体験し、その週間化を図る読書推進の一環としまして、今年も要項を定め、募集するものでございます。この件についても、各学校に依頼文書と応募に必要な原稿用紙を配布する予定としております。応募方法につきましては、各小中学校におきまして事前審査をいただき、学年ごとに2点を限度に選考させていただきます。ただし、500人を超える

学校がございました場合は、3点までとしております。なお、昨年度による応募方法は6,590作品でございました。募集期間は、夏休みに合わせて募集する学校もございますし、読書週間、毎年10月27日から11月9日まででしょうか、読書週間に合わせて募集する学校もございますので、9月3日から11月16日までとしております。

なお、応募いただきましたものの審査につきましては、都城市三股町合同研究会、小学校国語部会及び退職校長会、学校教育課で実施しておりますけれども、年内までには終わらせたいという意見もございまして、この期間としているところでございます。

各受賞者は、受賞につきましては、来年1月16日までに通知を申し上げ、都城教育の日に近い2月17日に新図書館で表彰式を開催する予定としております。

また、入選作品集を編纂いたしまして、入賞者はもちろん、ご協力いただきました各小学校にもお渡しするとともに、市のホームページでも公開する予定としております。

報告第58号については以上でございます。

よろしく願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第49号、50号、58号につきましての説明が終わりましたので、質問があればお聞きしたいと思います。

○中原委員

今、最後の説明いただきました報告第58号の件で、お願いしたいと思いますが、こちら例年応募数は各学校それぞれで差があるように感じておまして、何で差が生まれるのか分析していただきたいと思います。

例えば、都城市も読書感想コンクールではなくて宮日新聞の読書感想文に力を入れているとか、何か色々それぞれに理由があるのかと思います。ただ一つ、図書館サポーター等との充実を進めて、学校で行いまして図書館の貸し出しも随分とよくなって、校長先生からも非常に助かっていますという報告を受けます。ところが、それと比例して、こうした感想文を書くようなことも比例して進んでいかないといけないのではないかと常々思っております。作品等々も差があったように記憶しておりますので、どういう理由で出さないのかとか、少ないのかとか、これは校内で色々選定しておりますとか、色々な理由があると思うのですが、多くの児童・生徒にチャンスを与えたいと思いますので、そこはまた、応募数が整ってからでも構いませんので、どういう理由があるのかをお知らせいただければと思います。

○教育長

それは、応募が終わった後に、お知らせいただければと思っております。よろしく願いいたします。

大きな読書感想文のコンクールは、西日本とか、先ほど言われた宮日とかありますので、そこへんも兼ねて、勘案していただければありがたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第49号、50号、58号を承認いたします。ありがとうございました。

【報告第44号、議案第14号、第15号】

○教育長

続きまして、報告第44号、議案第14号、第15号を教育総務課長からご説明お願いしたいと思います。

○教育総務課長

今回は報告1件、議案2件です。

まずは、報告からご説明いたします。

報告第44号 専決処分した事務 平成30年度都城市教育委員会名義後援、共催についてご説明いたします。

名義後援につきましては、平成30年5月19日から6月26日までに21件を承認しております。内訳につきましては、一覧表をご覧ください。スポーツ関係が2件、学校教育関係が1件、生涯学習関係3件、美術館関係3件、島津邸関係1件、総合支所関係2件、その他教育総務課で受け付けたものの9件となっております。

1点だけ申し上げます。

表の下から4行目ですが、34番、こちらが都城市近郊中学生ソフトテニス選手権大会の承認でございました。これにつきましては、4日間あるうちの第一日が第三日曜日の家庭の日に該当しておりました。平成31年度は各競技団体主催大会の家庭の日開催ゼロを目指しておりますので、次年度もこのような日程で開催があれば、名義後援できない旨をお伝えしております。合わせまして、スポーツ振興課のほうにも、各競技団体への周知徹底をお願いするように伝えております。

次に、共催について報告いたします。

次の2ページをお開きください。2、3、4、5になります。前回報告が漏れておりましたのは、平成30年4月1日から5月18日の期間で25件、今回5月19日から6月26日までが41件、総計66件を承認しております。内訳につきましては、学校教育関係が65件、島津邸関係が1件となっております。

以上で報告を終わります。

続きまして、議案第14号をお開きください。

こちらが平成30年度教育に関する事務の管理及び執行条件の点検、評価の実施要項についてご説明いたします。

本件につきましては、教育地方行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教要項の第26条に、本件に係る規定がございます。

3ページをお開きください。

下段に第26条が書いてあります。こちらの第1項に、教育委員会の権限に属する事務については、1つ目、管理と執行状況について点検及び評価を行うこと。2つ目、その結果に関する報告書を作成すること。3つ目、当該報告書を議会へ提出、そして、公表することと義務づけされております。

また、第2項では、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図ることと明記されております。本条項に準じて、前年度の点検及び評価を実施します。

1ページをお開きください。

中ほどに、具体的な点検評価の方法の表をご覧ください。こちらが、今回、教育委員の皆様にお願いとございますけれども、表の1つ目ですけれども、こちらが教育長に委任されていない事務、表では、項目1の教育委員会の活動状況がここにあたります。(1)が教育委員会会議録、(2)はその他、教育委員活動、これらに関しまして、教育委員の皆様にご覧いただき点検評価を行うことをお願いいたします。そして、点検評価後に外部評価、委員の内容の説明を予定しております。表の下段2つ目ですけれども、こちらが教育長に委任された事務についてでございます。これにつきましては、担当課による点検評価としまして、その達成度に基づき5段階評価していただきます。点検評価後は、同じく外部評価にヒアリングを実施いたします。

次の2ページをお開きください。

スケジュールにつきましては、このような形になっております。のちほどご覧ください。

続きまして、議案第15号にまいります。

今と関連ございますけれども、議案第15号は、都城市教育委員会外部評価委員の委嘱についてでございます。

こちら都城市教育委員会外部評価委員設置規定第3条に規定されております。第3条、組織、委員は2名以内とし、教育行政に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱するものです。第4条 任期 委員の任期は1年とし、再任は妨げないとしております。次のページに詳しい条項が掲載しております。委嘱されます委員の方々2人でございます。一番上の内田先生は再任でございます。下段の久保田先生が今年度新しくお願いした新任の先生です。任期は委嘱の日から平成31年3月31日までといたします。

以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、今ご説明がありました報告第44号と議案第14号、関連で第15号でございますが、何かご質問等あればお願いいたします。

○赤松委員

共催一覧の16番、校長先生の名前が違うと思うのですが、北村修二さん、正しくは、北村俊二さん、校長会長だろうと思うのですが、訂正されていたほうがいいと思います。

それと1ページ目の少しポイントを大きくしてくださると、文字が小さくてちょっと。

○教育総務課長

今度、フォントを大きめにいたします。

○中原委員

名義後援の件なのですが、13番、あつまれ理系女子、女子生徒による科学研究発表会、確か昨年申請しなかったか、何かがあった団体だったと思うのですが、今回はこれを名義後援するのですか。

○教育総務課長

実は、あの後、直接山崎先生に伺いまして、色々話を伺っております。先生がおっしゃることは、都城市の中学生に対して、理科に興味を持っていただきたいと。そうすることで、学力の向上につながるのではないかと、長い時間聞かされまして、色々教育長のほうにも説明して、今回はそういう意図であれば、承認しますといたしました。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、ただいまの報告第44号につきましては承認いたします。そして、議案につきましては、原案どおり進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【報告第45号、第46号、第53号、第54号、第55号】

○教育長

ではこれから報告第45号、第46号、第53号、第54号、第55号、合計5つの報告につきまして、学校教育課長から説明をお願いいたします。

○学校教育課長

それでは、報告第45号、臨時代理した事務の報告と承認についてからご説明いたします。

本年度、学校運営協議会の委員につきましては、市の臨時代理書のとおり委嘱及び任命をいたしました。なお、委員につきましては、委員一覧名簿にありますように、総数が382名でございます。委嘱期間につきましては、平成31年3月31日までとなります。

以上でございます。

それでは続きまして、報告第46号、平成30年度都城市教育研究所研究所員の委嘱につきまして、

ご説明いたします。

都城市教育研究所につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づいて、教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに市立学校教職員の研修を行うために設置するものでございます。本年度は、大王小学校の斉藤正行教諭ほか、9名の合わせて10名の研究所員を委嘱いたしました。詳細の名簿を別添資料としておつけしておりますのでご覧ください。なお、委嘱期間は、平成30年5月8日から平成31年3月31日までとなります。

以上でございます。

では続きまして、報告第53号、臨時代理した事務の報告と承認についてご説明いたします。

平成30年度及び平成31年度の沖水中学校の学校医につきまして、都城市北諸県郡医師会より変更の連絡がございましたので、別紙におつけしておりますが、そのとおりに委嘱するものでございます。

以上でございます。

それでは続きまして、報告第54号、臨時代理した事務の報告と承認につきまして、ご説明いたします。

平成30年度都城市少年補導委員につきまして、別紙の少年補導委員一覧のとおり委嘱いたしました。なお、補導委員の総数は186名でございます。委嘱期間につきましては、平成30年6月1日から平成31年5月31日までとなります。

以上でございます。

それでは最後に、報告第55号、都城市三股町いじめ防止対策専門家委員会につきまして、ご説明いたします。

平成30年6月28日に、第1回の都城市三股町いじめ防止対策専門家委員会を開催させていただきました。主な内容といたしましては、資料にございますが、まず初めに委嘱状を交付いたしまして、その次に4つの内容で協議をいたしました。1つ目は、都城市と三股町のいじめ防止基本方針の改訂内容についての説明、2つ目に、重大事態が発生した時のこの委員会の調査手順について、そして、3つ目に、いじめ問題の現状と対応について。最後に、4つ目の意見交換と協議につきましては、協議内容を2つ設けました。1つは、いじめの未然防止について、もう1つは、未然防止あるいは初動対応時の関係機関との連携についてという協議内容で協議をしていただきました。

以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、今ありましたように、報告第45号、第46号、第53号、第54号、第55号の5つの報告につきまして、ご質問等あればよろしくお願いたします。

○赤松委員

報告第54号の補導委員さん方の名簿を見せていただいて、経験年数31年と石井澄子さんという方が五十市におられるのですが、すごいなと思って、ただただ補導委員を31年間もしてくださって、今、お幾つなのかのだろう、素晴らしいボランティア精神の気持ちをお持ちの方だなと思って、経験年数を見せていただいて、際立ってこの方はすごい、その上の方の25年もすごいのですが、年齢的にお幾つぐらいなのですか。

○学校教育課長

申し訳ございません。年齢までは把握しておりませんけれども。

○赤松委員

お祭りの時とか、色々な時にこの方々が回られるのですよね。すごい方がおいでなのだなと思って感心いたしました。そういうご努力に対して、私たち教育委員も感謝しないとイケないと思いました。

よろしくお伝えください。

○学校教育課長

何らかの感謝をさせていただこうと思います。ありがとうございます。

○教育長

石井さんは非常にご高齢の方なのですがすけれども、非常に元気のいい方で、本当に元気があつて。

○学校教育課長

ちょっと調べてご報告したいと思います。

○教育長

また、色々な表彰とかが来ますよね。表彰の対象者として、そういうところで表彰していただいたりとかも考えておいていただきたいなと思います。

○学校教育課長

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

ほかにございませんでしょうか。

○濱田委員

報告第55号ですが、都城市三股町いじめ防止対策専門家委員会ということで、設立するということですが、第三者的立場の委員会ということで、いわゆる第三者委員会とは違う感じですか。私もよく理解できていないのですが、いじめが起こった時に第三者的な委員会を立ち上げるということがよくありますが、それを既に準備しておくということでいいのでしょうか。

○学校教育課長

お答えいたします。

今回の専門家委員は5名いらっしゃるのですがすけれども、教育心理とか法律、福祉、教育、色々な専門分野から5名の方々に来ていただいております。したがって、認識としましては、この方々が第三者委員会になるという認識なので、いじめが起こった時の説明手順もさせていただきました。ただ、ひょっとしたら、事案によっては、人数的なものがこの5名でいいのかどうかというところが疑問は残りますが、今のところではこの専門家の方たちが第三者委員会になるということで大丈夫だと思います。

○濱田委員

通常の活動というのものもあるわけですね。事態が起こる、いじめが起こる前に、色々予防のための活動もこの委員会がされるということですか。

○学校教育課長

そういった意味では、この専門家委員会が今回第1回目でしたけれども、第2回、第3回開かせていただくのですが、それが未然防止だとか、いじめに対応する会議と捉えておりますので、ひょっとしたら、個人的に頼まれることもあるのかもしれませんが、そういうものは関係機関がほかにいっぱいありますので、大元締めといいますか、そういった委員会と認識しております。

○教育長

この方々に昨年度のいじめ防止基本方針を市が立てる時に諮問しておりますので、諮問委員でもあります。

○赤松委員

この方たちは、前回もご紹介がありましたよね。

○教育長

はい、ありました。

ほかにはございませんでしょうか。

○岡村委員

都城市、三股町合わせての合同のいじめ防止対策専門家委員会で、合同になったいきさつとか、あるいは、最後の共同設置規約のところ、第3条では、共通の候補者を立てて、都城市教育委員会が選任すると表現してありますので、あくまでも都城市が主体になっているのかなと気持ちがいっているのとらえたのですが、合同になっている理由と、そこの選任というあたりが、三股町とうまく釣り合っているのかということをお教えください。

○学校教育課長

都城市と三股町が一緒になっていじめ防止のことにつきましては、その経緯がどうだったかというのは申し訳ありません、正直把握はしておりません。例えば、生徒指導の会議だとか、いじめもそうなのですけれども、色々な会議は体育などもそうなのですけれども、中体連とか、すべて都城市と三股町合同で行っておりますので、同じ地域の子どもたちということだろうと思うのですが、そういうことで一緒になってやっているのではないかと認識しております。

その中で、先ほど第3条のことがございましたが、確かに、都城市教育委員会のほうが中心になって選任しているのですけれども、これも規模的なこともあるのでしょうか、ほかの色々な協議会等を見ても、都城市が大体中心になってやっているような気がいたしております。たとえば、ごあいさつであれば児玉教育長がされたりとか、ほかの会議等もそのようになっているのかと認識してきたところでした。

○岡村委員

三股町と合同でいじめ対策が行われるので、地域性もありますので、すばらしいことだと思うのですが、これは三股町のいじめが起こった時に、専門家委員の方たち、事務局も対応するということになりまして、また、都城市でいじめが起こった時の対応ということで、ちょっと、そちらのほうがいいのかなと思ったり、不便はないのかなと思ったりしたものですから。

○学校教育課長

手厚くといったら変な言い方なのでしょうけれども、分かれていることも大事なことなのかと思えます。合同でやるという点も、一緒になってという点も一長一短あるのかなと、そういうことでは合同でさせていただき意義は大きいのかなと思っております。

○教育長

また、これにつきましては、合同になったいきさつとかきちんと調べていただいて、ただ子どもたちにしてみれば、三股の子たちと都城市の子たちとはすぐつながっているのです。ですから、この広域の中で、いじめが発生する確率も高いと思っております。三股の子たちが都城市に出てきたりとか、都城の子どもたちが三股に行ったりして、余りよろしくないことでつるんだりとかいう事案も過去ありましたので、そういうことも踏まえた上で、子どもたちの様子を広域で見るというのは意義があるかもしれません。合同になったいきさつ、予算は学校教育課になっていますよね。三股は予算を出しているのですか。そこへんも私もよく承知していませんので、合同でするならそういう形になっているのかもしれません。よろしくお願いたします。

○中原委員

今の負担の問題があると思うのですが、この規約の第6条はそれを意味しているのではないかと。お互いに出し合うと。どのように発生するのか、よくわからないので。

○学校教育課長

一応規約がそうなっておりますので、ここはまた確認をしたいと思っております。

○教育長

よろしくお願いたします。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、今出ました報告第45号、第46号、第53号、第54号、第55号を承認いたします。
どうかよろしく願いいたします。

11 その他

○7月臨時教育委員会日程について

日程 平成30年7月19日(木) 午後1時30分から

会場 市役所南別館4階研修室

○8月定例教育委員会日程について

日程 平成30年8月1日(水) 午後1時30分から

会場 市役所南別館3階委員会室

以上で、7月の定例教育委員会を終了いたします。